

れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度) 第1回 ほっかいどうしょう 北海道障がい者 しゃしゅうろうしえんすいしんいんかい 就労支援推進委員会 しだい 次第

にちじ 日時: れいわ ねん (2022年) 12がつ 23日 (金) 13:30~
ばしよ 場所: オンライン開催 (Zoom ミーティング)

1 かい かい 開 会

2 あい きつ 挨 拶

3 い いんしょうかい 委員紹介

4 かいちょう ふくかいちょうせんしゆつ 会長・副会長選出

5 ほう こく 報 告

(1) かんけいきかん 関係機関における今年度の取組状況

しりょう 資料 1-1 ほっかいどうろうどうきよく 北海道労働局

しりょう 資料 1-2 どくりつぎょうせいほうじんこうれい しょうがい きゅうしよくしゃこようしえんきこう 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

しりょう 資料 1-3 さつぼろし ほけんふくしきよくしょう ほけんふくし ぶしょう ふくしか 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

しりょう 資料 1-4 けいざいぶろうどうせいさくきよくこようろうせい 経済部労働政策局雇用労政課

しりょう 資料 1-5 けいざいぶろうどうせいさくきよくさんぎょうじんざいか 経済部労働政策局産業人材課

しりょう 資料 1-6 きょういくちやうがっこうきょういくきよくとくべつしえんきやういくか 教育庁学校教育局特別支援教育課

(2) ほけんふくし ぶ ぶくしきよくしょう しゃほけんふくしか 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課における今年度の取組状況

しりょう 資料 2 ほけんふくし ぶ ぶくしきよくしょう しゃほけんふくしか 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

(3) だい き ほっかいどうしょう ふくしけいかく ほうこく 第6期北海道障がい福祉計画の報告について

しりょう 資料 3-1 だい 6 期 ほっかいどう しょう ふくしけいかくすいしんかんりひやう 第6期北海道障がい福祉計画推進管理表

しりょう 資料 3-2 れいわ ねんど ふくししせつとうりようしゃ いっばんしゅうろうとう かん じったいちやうさけつ 令和3年度 福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査結果

6 きやうぎじこう 協議事項

(1) だい 7 期 ほっかいどうしょう ふくしけいかく むけたしょうがいしゃしゅうぎやう せいかつしえん かた 第7期北海道障がい福祉計画に向けた障害者就業・生活支援センターのあり方

けんとう 検討について

しりょう 資料 4 しょうがいしゃしゅうぎやう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センターについて

(2) しょう しゃしゅうろうしえんきぎやうにんしやうせいど さら しゅうちとう 障がい者就労支援企業認証制度の更なる周知等について

しりょう 資料 5 しょう しゃしゅうろうしえんきぎやうにんしやうせいど 障がい者就労支援企業認証制度について

(3) ほっかいどうないしゅうろういこうしえんじぎやうしよ ていちゃくしえんじぎやうしよ 北海道内就労移行支援事業所・定着支援事業所について

しりょう 資料 6 ほっかいどうないしゅうろういこうしえんじぎやうしよ ていちゃくしえんじぎやうしよ 北海道内就労移行支援事業所・定着支援事業所について

7 そのた その他

8 へい かい 閉 会

令和4年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会 名簿

【委員】

氏名	所属・職名	条例区分	出欠予定
飴谷 由香	社会福祉法人札幌会札幌市社会自立センター 従業員	障がい者	
石山 貴博	特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 副理事長		
齊藤 徹	一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 理事		
神部 雅子	非常勤講師	学識経験者	欠席
近藤 尚也	北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科 講師		
橋本 菊次郎	北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科 准教授		
桑原 隆俊	北海道社会就労センター協議会 副会長	保健福祉関係者	
高谷 さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぷれん センター長		
松岡 直記	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 法人支援部長		
今村 仁泰	稚内市職親会 会長	事業者	
織田 知里	一般社団法人北海道商工会議所連合会 総務係長		欠席
佐々木 恵一	一般社団法人中小企業診断協会北海道 会員		
茂森 実	株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役社長		
富田 訓司	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部 全道障がい者問題委員会委員長		
児玉 哲寛	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 企画調整担当課長		関係行政機関職員
坂本 恵治	厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長		
羽原 洋陽	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道障害者職業センター 所長	欠席	
牧野 泰乘	宗教法人美教寺 住職	知事が認める者 (公募)	

(敬称略、条例区分ごとに五十音順)

令和4年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会 名簿

【関係機関】

機関名	職名	氏名
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部高齢・障害者業務課	課長	大原 秀洋
北海道経済部労働政策局雇用労政課	就労支援係長	中村 真宏
北海道経済部労働政策局産業人材課	課長補佐 (公共訓練)	足達 彰
	課長補佐 (産業訓練)	石黒 広人
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課	課長補佐 (特別支援教育指導・特別支援教育制度推進)	仙北谷 逸生

【事務局】

機関名	職名	氏名
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	課長	秋田 裕幸
	課長補佐 (社会参加)	名久井 浩
	主査 (就労支援)	市村 信
	専門主任	高野 倫子

ほっかいどうしょう しゃおよ しょう じ けんりようごなら
北海道障がい者及び障がいの権利擁護並びに
しょう しゃおよ しょう じ く ちいき すいしん かん じょうれい
障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
ばっすい
<抜粋>

へいせい ねん がつ にち
平成21年3月31日

ほっかいどうじょうれいだい ごう
北海道条例第50号

だい しょう ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんすいしんいんかい
第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

せっち
(設置)

だい じょう ほっかいどう しょう しゃ しゅうろう しえん すいしん ちじ ふぞくきかん ほっかいどう
第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道
しょう しゃしゅうろうしえんすいしんいんかい い か すいしんいんかい お
障がい者就労支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

しよしょうじこう
(所掌事項)

だい じょう すいしんいんかい しよしょうじこう つぎ
第34条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- ちじ しもん おう しょう しゃ しゅうろう しえん しさく すいしん かん じゅうようじこう ちょうさ
(1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査
しんぎ
審議すること。
- ぜんごう かか じょうれい きてい けんげん ぞく じむ かん
(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関するこ
と。

すいしんいんかい しょう しゃ しゅうろう しえん すいしん かん ひつよう みと じこう ちじ けんぎ
2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議すること
ができる。

そしき
(組織)

だい じょう すいしんいんかい いん にんない そしき
第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

いん
(委員)

だい じょう いん つぎ かか しゃ ちじ にんめい
第36条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- しょう しゃ
(1) 障がい者
- がくしきけいけん ゆう もの
(2) 学識経験を有する者
- しょう しゃ ほけんふくし かんけい だんたい やくしょくいん
(3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
- じぎょうしゃ ほうじん やくしょくいん
(4) 事業者（法人）にあっては、その役職員
- かんけいぎょうせいきかん しょくいん
(5) 関係行政機関の職員
- ぜんかくごう かか もの ちじ てきとう みと もの
(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

- 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

（会議）

第38条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

- 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第39条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。